

○総務省告示第五百三十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣 川端 達夫

表十一の項及び十二の項を次のように改める。

十一	915.7MHzを超え928.1MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	
1	告示第42号第1項第4号（一）及び第10項第2号（一）アのもの	200 kHz
2	告示第42号第1項第4号（二）及び第10項第2号（一）イのもの	400 kHz
3	告示第42号第1項第4号（三）及び第10項第2号（一）ウのもの	600 kHz
4	告示第42号第1項第4号（四）及び第10項第2号（一）エのもの	800 kHz
5	告示第42号第1項第4号（五）及び第10項第2号（一）オのもの	1,000 kHz
十二	928.1MHzを超え929.7MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	
1	告示第42号第1項第4号（一）のもの	100 kHz
2	告示第42号第1項第4号（二）のもの	200 kHz

3	告示第42号第1項第4号(三)のもの	300 k H z
4	告示第42号第1項第4号(四)のもの	400 k H z
5	告示第42号第1項第4号(五)のもの	500 k H z